

## 判決概要② (R2.3.17 東京高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	平成 30 年 2 月 7 日
裁判所	東京地方裁判所
裁判官	[裁判長裁判官] 水野有子、[裁判官] 山下浩之、仲吉統
一番原告らの請求内容の概要	南相馬市小高区に居住していた原告ら（提訴時 335 名※）が、本件事故により生活の本拠を失い、従前の生活を送れなくなるなどの甚大な損害を被ったとして、被告東電に対し、原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づき、慰謝料（一部請求）の支払いを求めた事案。 ※（出典）地裁判決正本における「第 2 章 事案の概要等＞第 1 事案の概要」
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 2 年 3 月 17 日
裁判所	東京高等裁判所（第 24 民事部）
裁判官	[裁判長裁判官] 村田渉、[裁判官] 住友隆行、五十嵐章裕
判決の概要（損害論）	○被侵害利益ないし損害額（慰謝料額）の算定方法について： ・本件事故により、原告らが平穏な日常生活を送る利益及び生活基盤に関する利益を侵害されたところ、前者による損害と後者による損害は別個の損害であるとして、 ①避難慰謝料 ②本件生活基盤変容に基づく慰謝料 に分けて類型的な慰謝料額を算定（P33～）。 なお、本件請求は、原告らに共通する損害の賠償としての慰謝料請求（共通損害を超える個別の損害につき後に請求することを留保した一部請求）であると整理した上で、類型的な慰謝料額を算定したものである（P22）。 ○損害額（慰謝料額）について： ・原告らに共通する損害（いずれも旧住所地が南相馬市小高区の居住制限区域内）の慰謝料として、①850 万円、②100 万円と算定（P34～）。 ・一部の原告らについては、生活の本拠が小高区にあったとはいえないとして上記②については認めず（P41～）。
3. 最高裁決定の概要	
決定日	令和 4 年 3 月 7 日
裁判所	最高裁判所（第三小法廷）
裁判官	[裁判長裁判官] 林道晴、[裁判官] 戸倉三郎、宇賀克也、長嶺安政、渡邊恵理子
決定の内容（上告/上告受理申し立て）	[東電] 棄却/不受理 [原告] 棄却/不受理